WTO加盟後の中国の立法 および司法改革について

富山県貿易・投資アドバイザー 梶田幸雄

はじめに

WTO加盟後の中国は、どのような法整備を行っているか、また、これからどのような立法をしようとしているのか。この問題は、中国企業と国際取引をし、中国に進出または今後進出しようとする企業にとって、重要な関心事である。そこで、環日本海貿易交流センターは、この問題につき調査し、県下企業の情報収集に資するため、2003年10月に北京において渉外事件紛争処理機関や渉外法律事務所、大学など研究機関を訪問し、ヒアリングなどを行った。

以下、ヒアリングなどから明らかになった(1)WTO 加盟後の立法計画、(2)司法改革の論点、(3)紛争処理の実務上の問題点について紹介する。

1 立法計画

WTO加盟後の中国が、グローバル・ルールに適用するために各種の法律を制定・公布していることは周知の通りである。これら法律は、先進資本主義国のルールにかなり近づいているとの評価がなされている。

現時点において、中国に法が存在しない、また は不十分であるとされ、中国が今後の立法を予定 している重要な法に、(1)債権法(ある化粧品メーカーは、債権回収の問題があるのは、債権法が未整備であるからであるという。債権回収に困難があり、一般に30から90日位の支払猶予期間があるという。)。(2)競争法(独占禁止法)、(3)企業倒産法がある。また、WTO加盟に伴う外資系企業に対する内国民待遇の供与という観点から、将来は、現在の三資企業法が(4)「外商投資法」に統一され、さらに外商投資法と国内投資法が統一され、(5)「投資法」が制定される計画がある。

WTO加盟により改正や新たな法制定が行われているが、上述したとおり、この法制度、立法状況を見ると、先進資本主義国の整備状況とほぼ同様であると評価できる。しかし、日系企業からは、依然として法制度に関連して指摘される問題点がある。あるカーメーカーは、「新法制定や規則制定時に、①今後どのよう運用されるようになるのかという情報が与えられず、迅速な対応ができない。例えば、排気ガス規制についても、地元企業は1台だけ規制基準を満足できる認定車を製造し、実際は、基準外の製品を販売している。外資系企業はこのような行為は行わない。また、経過措置などもなく、あるとき突然に新規則が施行される。

内部文書のような非公開の規制、規則、法律などが多く、フォローするには苦労している。前広に情報を開示し、規則発行のタイムテーブルを公表すべき。従来の法規制は発表から施行までリードタイムが短すぎ、しかるべき告知期間を設けることが望ましい。規制、規則、法律などに対する解釈、運用は地方、また各々の担当者により異なるのが現状。中央・地方での統一的運用(地方保護主義政策の撤廃)を要望。」と問題点を指摘している。

このような問題点指摘は、法律の条文内容では なく、その全国統一的な判断基準の曖昧さ、およ び適用基準の不一致であるといえよう。

低

この問題をどのように改善していこうとするのか。この点については、必ずしも明らかではない。従来から実施されていることではあるが、一般に(1)中央立法、行政部門における立法作業の学習、(2)執法者に対する教育、(3)法律専門書、雑誌の発行、(4)法制度、法解釈の周知徹底、(5)地方政府職員の人事異動、教育などが行われている。全国統一の司法試験が2002年に始めて実施され、裁判官の任用制度などが改革されようとしているのも、地方保護主義をなくすための対策の一つである。法制度に関するグローバル化推進のための中国政府の施策を図示すると、**図1**のとおりである。

高

少 独占禁止法、債権法 企業破産法など立法 執法者に対する教育 中央立法、行政部門の 立法作業の学習 法律専門書、 地方政府幹部 雑誌の発行 の育成 企業経営 阻害要因 ・政策の周知徹底の不備 ・市場メカニズム・競争法の不在 ・縦割り行政 ・地方保護主義の存在(行政独占) 多

図1 法制度に関するグローバル化推進のための施策

グローバル度

2 司法改革の論点

上述のとおり外国企業にかかわる立法に関して は、勿論まだ不備もあるものの、先進資本主義国 並の法制がなされてきたといえそうだが、実務上 は、この法律の適用上でさまざまな問題があると いうことである。渉外事件紛争処理機関や渉外法 律事務所、大学など研究機関におけるヒアリング でも、法整備状況に関しては比較的順調に進んで いるということで特段の問題は指摘されなかった。 しかし、上記関係者から却って指摘されたのは、 (1)地方行政機関における法の解釈、適用に関する 問題と、(2)司法改革の必要性の指摘であった。司 法改革に関しては、地方法院が地方人民政府から 独立しているとはいえないという指摘であり、地 方人民政府の意向に沿った司法判断を行っている という指摘である。そこで、以下、この問題につ いて若干の検討をする。

地方法院は、なぜ地方人民政府から独立していないといわれるのか。

中国の法院は、その業務監督、裁判官の任免、 予算、給与、住宅などの面について地方政府の財 政に依存している。このため、法院は地方政府か ら独立し得ない状況が生まれるのである。

従って、地方の利益を優先しているといわれる。 そこで、任建新・最高人民法院院長(中国共産党中央書記処書記・中央政法委員会書記)は、1992年12月に全国政法工作会議で地方の保護主義に対して5つの厳禁を強調している。5つの厳禁とは、次の通りである。

- ① 指導幹部が該地区の不正当な利益を擁護するため、法に基づく処理に干渉すること
- ② 法執行官に報復すること
- ③ 政法部門が該地区の当事者に加担すること

により不公正な裁定または責任を免除すること

- ④ 公安、検察機関が経済紛争事件に介入し、 契約、債務紛争と詐欺犯罪を混同させること
- ⑤ いかなる機関および個人も人民法院の裁定 の執行を妨害し、人質をとることによって債 務逃れをすること

この指摘は、1992年に行われたものであるが、 現在でも同様の指摘が依然として行われている。

また、中国における「Guanxi(関係)」の重要性がしばしば指摘される。「Guanxi(関係)」とは、何か。「Guanxi(関係)」とは、人脈、コネクションのことである。外国企業が、はっきりと地方政府と良好な関係を構築すると、地方保護主義にも打ち勝つことについて役立つという。しかし、現実には、中国企業のほうが地方政府の幹部とよりよい関係をもっている。従って、外国企業がさらに「Guanxi(関係)」を利用しようとすれば、当該地方政府より上級の政府部門との関係を作らなければならないことになる。経済改革の進展により、このような「Guanxi(関係)」も減少しつつあるという。ここでも法治の進展が望まれる。

紛争処理の実務上の問題点については、次回紹介することとしたい。